

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

退職金は一時金での受け取りか年金での受け取りかどちらが有利？

Q 勤務していた会社の定年退職に伴い、退職金が支払われますが、私の会社ではその受け取り方法について、まとめて一時金で受け取るか、年金で受け取るか選択が可能です。どちらが有利でしょうか？

解説

退職金については税務上優遇されていること、また、退職金には社会保険料がかからないことなどから、**一時金でまとめて受け取るほうが表面上は有利**となります。

1. 一時金で受け取った場合の退職金の税務上の取扱い

一時金で受け取った退職金は下記の算式で計算した退職所得に課税されます。

$$\text{退職所得} = (\text{一時金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

【退職所得控除額】

勤務20年まで1年あたり40万円
21年目以降は1年あたり70万円

2. 年金で受け取った場合の退職金の税務上の取扱い

年金で受け取った退職金は下記の算式で計算した雑所得に課税されます。

$$\text{雑所得} = \text{受取年金額} - \text{公的年金等控除額}$$

【公的年金等控除額】

65歳未満…年金額130万円以下なら70万円
65歳以上…年金額330万円以下なら120万円

3. 社会保険料について

一時金で受け取った退職金には社会保険料はかかりませんが、年金で受け取る場合は国民健康保険・介護保険料の対象となります。

4. とはいえ・・・

確かに年金は一時金で受け取ったほうが税金面・社会保険料面を考慮すると有利です。しかし、選択する場合は下記の点も考慮に入れる必要があります。

- ✓一時金で受け取ると一気に**無駄遣いをするリスク**がある。
- ✓一時金で受け取ったお金の運用次第では、大幅に減らしてしまうリスクがある。
- ✓年金形式の場合、額面以上の運用益もあわせて受け取ることが出来る場合がある。
- ✓退職後に事業を始めることで年金以外の収入を得るケースがある。

要するに・・・

税金や社会保険料を考慮すると**一時金で受け取ったほうが有利**となります。しかし、退職金は老後の生活の安定を得るための大切な財産ですので、無駄遣いリスクや運用利率や受給期間なども考慮に入れて、慎重に検討する必要があります。